広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

広島県知事 湯 一崎 英 彦

広島県条例第十二号

広島県税条例の一部を改正する条例

」を加える。 る場合を除き、 第二十三条第一項中「ときは、」の下に「法第二十条の五の二第二項の規定の適用があ 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。 」を加え、 同条第二項中「前項」の下に「又は法第二十条の五の二第二項

に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。 合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、 する特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。 第三十八条の二第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定 同条第二項中「同項第一号 ř , 「寄附金の額の

第五十二条の二中「第二十三条第二項」を「第二十三条又は法第二十条の五の二第二項 に改める。

地方税共同機構を経由して、次条第一項」に、 法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、 第百十九条の二中「次条第一項」を「、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により 第百条第一項第三号中「第六十三条の四第一項」を「第六十三条の五第一項」に改める 「場合には」を「ときは」に改める。 かつ、

の二第五項」に改める。 附則第四条の二第二項第三号中「法附則第五条の四の二第六項」を「法附則第五条の 兀

別特定取得」を加え、 」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四十一条第三項第二号 一号中「第十二項」を「第十七項」に改め、 | を「第四十一条第五項」に改め、 附則第六条の四の二第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、 同項を同条第三項とする。 「特定取得」 同条第二項を削り、 の下に「又は同条第十四項に規定する特 同条第三項中「第一項の 同項第

第六項までの規定の」 「第十七項」に改め、 附則第六条の四の三第一項の表附則第六条の四の二第一項第一号の項中「第十二項」を 同項の表中「第六項」を「第九項」に改める。 同表附則第六条の四の二第二項第二号の項を削り、 を「第九項までの規定の」に、 「前条第四項」を「前条第三項」 同条第二項中「

附則第六条の五中「同条第一項第一号に掲げる寄附金」 を「特例控除対象寄附金」 に 改

法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金 の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項に規定するところにより計算した 十八条の二第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金 (租税特別措置 附則第七条中「第三十八条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第三

附金 ろにより計算した金額に相当する部分を除く。) 」と、同条第二項及び」に、「掲げる寄 例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の六第一項に規定するとこ 措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特 二項に規定する特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。 象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。 金額に相当する部分を除く。 を「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改)」と、「に法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対)」とあるのは「に法第三十七条の二第)(租税特別

対象寄附金」に、 附則第七条の二第一項中「第三十八条の二第一項第一号に掲げる寄附金」を「 「においては」を「には」 に改める。 特例控除

及び次条」を「、次条及び附則第十四条の四第四項第五号」に改める。 則第十四条の四第四項第五号」を加え、同号八 条及び附則第十四条の四第二項第四号」に改め、 平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、)」を、「次条」の下に「及び附則第十四条の四第四項第五号」を加え、 「及び次条」を「、次条及び附則第十四条の四」に改め、同条第五号中「。次条」の下に (車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、 及び附則第十四条の四第二項第四号」を加え、 附則第十四条中「(第九十四条第一項の」 を「(第九十四条第二項に規定する」 (i)中「平成二十八年十月一日」の下に「 同条第六号中「。 次条」の下に「及び附 同号イ 及 び 中「及び次条」を「、次 平成三十年十月一日 同条第四号イ 同号八 (ii) 中 (i) 中

号を次のように改める。 法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。)」に、 ・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税 附則第十四条の二第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車 (車両総重量が二 「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 「第十三項」を「第十

- 一 次のいずれかに該当すること。
- 十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- 七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成十
- じて得た数値以上であること。 エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗

」に改め、 五第三項」 日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第四項」を 「附則第四条の五第二項」に改め、 附則第十四条の二第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一 に改め、 同号口中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第五項」 同項第二号イ中「附則第四条の五第六項」 同号口中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の を「附則第四条の五第四項 に改め、 同号

規定するものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十 あつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第七項に 掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで 八中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第六項」に改め、 同条第四項中「次に

- 一日」を「平成三十一年九月三十日」 に改め、 同項各号を次のように改める。
- 次のいずれかに該当すること。
- 十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成三
- 七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成十
- じて得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗

条の五第十二項」を「附則第四条の五第九項」に改め、 十三項」を「附則第四条の五第十項」に改め、 月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 に次のように加える。 附則第十四条の二第五項中「第十三項まで」を「第十二項まで」に、「平成三十一年三 同号口を同号八とし、同号イ中「 同項第一号ロ中「附則第四条の五第 同号イを同号口とし、 同号口の前 附則第四

第八項に規定するもの 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五

次のいずれかに該当すること。

- 成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えない 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平
- こと。 成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えない 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平

を乗じて得た数値以上であること。 エネルギー 消費効率が平成三十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百二十

を同項第三号とし、 十二項」に改め、 附則第十四条の二第五項第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第 同号八中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、 同号口中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に 同項第一号の次に次の一号を加える。 同号

- 四条の五第十一項に規定するもの 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第
- のいずれかに該当すること。

平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成

乗じて得た数値以上であること。 エネルギー 消費効率が平成三十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百二十を 三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、 室素酸化物の排出量が平成

各号を次のように改める。 十二項」に、 法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。 ・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税 附則第十四条の二第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車 (車両総重量が二 「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 ゛゛ 「第十三項」を「第 同項

- 一次のいずれかに該当すること。
- イ 十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成三
- 七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十
- て得た数値以上であること。 エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率に百分の百十を乗じ

日 附則第十四条の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、 を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。 「平成三十一年三月三十一

- 四条の五第十六項に規定するもの ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第
- イ 次のいずれかに該当すること。

じて得た数値以上であること。 三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 エネルギー 消費効率が平成三十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百十を乗 十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成 かつ、窒素酸化物の排出量が平成

- 石油ガス自動車のうち、 次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第
- 四条の五第十七項に規定するもの

次のいずれかに該当すること。

エネルギー 消費効率が平成三十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百十を乗 十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成 室素酸化物の排出量が平成

じて得た数値以上であること。

四条の五第二十項」に改める。 則第四条の五第十九項」に改め、 」を「附則第四条の五第十八項」に改め、 日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十五項 附則第十四条の二第八項中「第十三項」を「第十二項」に、 同項第二号中「附則第四条の五第二十七項」を「附則第 同号口中「附則第四条の五第二十六項」を「附 「平成三十一年三月三十一

則第四条の六第五項」を「附則第四条の六第六項」に改め、 九月三十日」に改め、 六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号を同項第三号とし、 を加える。 附則第十四条の四第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年 同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を削り、 同号口中「附則第四条の六第 同号の次に次の一号 第二号イ中「

四条の六第八項に規定するもの 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第

イ 次のいずれかに該当すること。

乗じて得た数値以上であること。 エネルギー 消費効率が平成三十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百三十を 三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成

の二第二項」に改め、同号を同項第二号とし、 附則第十四条の四第二項第一号中「附則第十四条の二第二項第一号」を「附則第十四条 同号の前に次の一号を加える。

四条の六第五項に規定するもの ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則附則第

イ 次のいずれかに該当すること。

乗じて得た数値以上であること。 エネルギー 消費効率が平成三十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百三十を 十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成 かつ、窒素酸化物の排出量が平成

附則第十四条の二第四項第二号」を「附則第十四条の二第五項第二号」に改め、 に改め、 に改め、 附則第十四条の四第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日 附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第十項」 同項第一号中「附則第十四条の二第四項第一号」を「附則第十四条の二第四項 同項第二号イ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第九項」に改め に改め、 同項第三号中「 同項第四

条の六第十四項」に改め、 を「附則第四条の六第十三項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四 七項第二号」に改め、 第四号を削り、同項第三号中「附則第十四条の二第六項第二号」を「附則第十四条の二第 第一号中「附則第十四条の二第六項第一号」を「附則第十四条の二第六項」に改め、同項 同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 号中「附則第十四条の二第五項第二号八」を「附則第十四条の二第五項第三号八」 同号を同項第四号とし、 同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 同項第二号イ中「附則第四条の六第九項」 に改め 同項

一 次に掲げるガソリン自動車

いずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第十一項に規定するも 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次の

(

次のいずれかに該当すること。

- (i) یے 成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えない 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平
- (ii) یے 成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えない 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平

いずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の六第十二項に規定するも 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率以上であること

次のいずれかに該当すること。

の

- (i) 成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えない 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平
- こと。 成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えない 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平

エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率に百分の百五を

乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の四第四項に次の一号を加える。

五 量が三・五トンを超えるバス又はトラックで地方税法施行規則附則第四条の六第十五 項に規定するもの 軽油自動車 (電力併用自動車に限る。) のうち、次のいずれにも該当する車両総重

イ 次のいずれかに該当すること。

平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十 分の九を超えないこと。 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物及び粒子状物質の排

月三十日」に改め、同条第十一項を削り、 十一日 (第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日)」を「平成三十 から第十二項まで」を「装置(以下この項から第十一項まで」に、「平成三十一年三月三 三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「装置 (以下この項 十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号口に規定する一般貸切旅客自動 は、平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 平成三十一年三月三十一日 (車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつて 同項第四号を削り、 に改め、同項第三号中「以下この項から第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改 車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三 二項とする。 「三・五トンを超え」の下に「ハトン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超 」を「附則第四条の六の二第十五項」に、「平成三十一年三月三十一日 (第四号に掲げる 一年九月三十日」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二項まで」を「第十一項まで」 トラックにあつては、平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十日」 附則第十四条の四第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日 を加え、 同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九 同号ロ中「 エネルギー 消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 消費効率以上であること。 同項第二号イ中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十六項」に 「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十六項」に、「 附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六第十七項」に改め、 同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に改め 同条第十二項中「附則第四条の六の二第十六項 同条第七項及び第八項中「平成三十一年 同項を同条第十

に改める。 附則第十四条の五第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日

項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の 同条第二項から第四項までを削り、 新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、 算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 二号」に、「第三項第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分 次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。 を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 附則第十八条第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをい 同条第五項中「第三項の表」を「次の表」 新車新規登録を受けた日から起 に改め、 次項第 ر ک

規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保 という。 規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべ 業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第五項に いう。 第一号イに規定するエネルギー消費効率 (以下この条において「エネルギー消費効率」と 電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項 条の二第二項に規定するもの (以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」とい 則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に、 表を加える。 安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの」 規定するもの (次項において 「 平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。) 」に、 きものとして定められたもの (次項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」 度基準エネルギー消費効率」を「エネルギー 中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、 降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五 両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以 環境保全上の技術基準 (以下この項において「排出ガス保安基準」という。 十四項」を「附則第五条の二第十項」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「 を「乗用車 附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同項第五号中「自動車」 た排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則附則第五条の二第八項に 五条の二第十二項」を「附則第五条の二第七項」に、「 平成十七年窒素酸化物排出許容限 に規定するものをいう。) 」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年 ر آ を「又は同条の規定により平成二十一年十月一日(同法第四十条第三号に規定する車 を「同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められ)が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー 消費機器等製造事 ار آ (第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。 「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第三項」 「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に、 の使用の合理化等に関する法律第百四十七条 「又は平成二十一年天然ガス車基 ر آ (に改め、 「附則第五条の二第 に改め、同項第三号 動力源として用いる 同項に次 同条の 附則第

ポー項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円

第一項第三号イ	•	第一項第二号八		第一項第二号八									第一項第二号口									第一項第二号イ										第一項第一号口	
一万七千五百円	二万六百円	一万二百円	一万五千百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	
四千五百円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百円	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万八千円	二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	- 7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

			第	第一			第	第一		第							第							第一							第				
			第一項第五号口	第一項第五号口			一項第五号イ	一項第五号イ		第一項第四号							第一項第三号口							一項第三号口							第一項第三号イ				
三万六千円	三万千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円
九千円	八千円	七千円	六千円	三千五百円	二千円	三千円	五千円	三千円	千五百円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円

附則第十八条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第五条の二第十五項」を「			第二項第二号			第二項第一号			第一項第五号口						
D、 同条第六項中「附則等	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	八千円	一万六千円	二万五千五百円	八万八千八百円	七万四百円	六万千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百円
弟五条の二第十五項」を	二千円	千六百円	千三百円	千六百円	千二百円	千円	二千円	四千円	六千五百円	二万二千五百円	一万八千円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万二千円	一万五百円
_															

附則第五条の二第十二項」に、「附則第五条の二第十六項」を「附則第五条の二第十三項「附則第十八条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第五条の二第十五項」を「 「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

は一角四項の表した。次の表しは改め	る。 同項は次の表をかえる	72
第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七百円	二万五百円
第一項第一号口	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万千円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円

	第一項第三号イ							第一項第三号イ		第一項第二号八		第一項第二号八									第一項第二号口									第一項第二号イ		
五万四千円	三万二千円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	- 万二千円	二万六百円	一万二百円	一万五千百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円
二万五千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円

		第一項第五号口										第一項第五号口	第一項第五号口			第一項第五号イ	第一項第五号イ		第一項第四号							第一項第三号口							第一項第三号口		
八千円	一万六千円	二万五千五百円	八万八千八百円	七万四百円	六万千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百円	三万六千円	三万千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	六万四千円	五万七千円
四千円	八千円	一万三千円	四万四千五百円	三万五千五百円	三万千円	二万七千円	二万三千五百円	二万五百円	一万八千円	一万六千円	一万四千円	一万二千円	七千円	三千五百円	六千円	九千五百円	五千五百円	三千円	二千五百円	四万千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	三万二千円	二万八千五百円

第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第十八条第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。

平成三十六年三月三十一日」に改める。 附則第二十条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」 「においては」を「には」に改め、 同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「

附則第二十条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一 に改め、 同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則

(施行期日)

- 第一条 定は、 当該各号に定める日から施行する。 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規
- 定 第三十八条の二の改正規定並びに附則第六条の五、第七条及び第七条の二の改正規 平成三十一年六月一日
- | 第百条の改正規定 平成三十一年七月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

- 第二条 従前の例による。 条例」という。 の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広島県税条例)の規定中個人の県民税に関する部分は、 平成三十一年度以後の年度分 (以下「新 なお
- 成三十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、 人の県民税については、なお従前の例による。 新条例第三十八条の二、附則第六条の五、第七条及び第七条の二第一項の規定は、 平成三十一年度分までの個
- 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 については、平成三十二年度分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の 新条例第三十八条の二、附則第六条の五、第七条及び第七条の二第一項の規定の適用

			第三十八条の二第一項
		対象寄附金	を支出し、当該特例控除
し、これらの寄附金	出したものに限る。) を支出	平成三十一年六月一日前に支	又は第一号に掲げる寄附金(

附則第七条の二第一項			附則第七条	附則第六条の五第一項	第三十八条の二第二項
特例控除対象寄附金	とする	該特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。 (租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適 まる利子等の金額のうち当 の (以下「特例控除対 原に規定する特例控除対 の (以下「特例控 に (以下 (対) に) に 法第三十七条の二第二)」 除対象寄附金」という。 象寄附金 (以下「特例控 項に規定する特例控除対 に法第三十七条の二第二	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額
る。) 特例控除対象寄附金又は第三特例控除対象寄附金又は第三	「限り、租税特別措置法第四 で限り、租税特別措置法第四 の金額のうち当該寄附金の支 出に充てられたものとして令 出に充てられたものとして令 出に充てられたものとして令 はに充てられたものとして令 はに有当する部分を除く。) とする	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	支出したものに限る。)」	の額 前に支出したものに限る。) 前に支出したものに限る。) 同条第一項第一号に掲げる寄同条第一項第一号に掲げる寄	に限る。)の額年六月一日前に支出したものに掲げる寄附金(平成三十一年八月一日前に支出したもの第三十八条の二第一項第一号第三十八条の第の一第一項第一号

送付

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 車取得税については、 て課すべき自動車取得税について適用し、 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、 なお従前の例による。 施行日前の自動車の取得に対して課する自動 施行日以後の自動車の取得に対し

(自動車税に関する経過措置)

第四条 適用し、 新条例の規定中自動車税に関する部分は、 平成三十年度分までの自動車税については、 平成三十一年度分の自動車税について なお従前の例による。